


令和 7 年 3 月 3 1 日

職 員 各位

千葉地方裁判所事務局人事課給与係

ダイヤルイン 

通勤手当の支給について（お知らせ）

官署を異にして異動した職員は、着任後、異動発令日から 15 日以内に通勤届を提出していただく必要がありますが、提出に当たっては、下記の事項に留意してください。

御不明な点は、当係までお問い合わせください。

なお、認定額に関する事前のお問い合わせには対応しかねますので御了承ください。

記

## 1 鉄道等の交通機関を利用した場合の通勤手当の額について

### (1) 認定経路及び方法について

運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した額となりますので、必ずしも届出に係る経路で算出した額が支給されるとは限りません。

### (2) 券種の認定について

「定期券」、「回数券（販売されている会社に限る。）」又は「ＩＣカード」のどの方法を利用した場合が安価であるかを検討し、一番安価な方法による金額を認定しております。

(3) (1)及び(2)により、届出に係る運賃等より少ない額で手当額が認定された場合は、認定後に当係から個別に連絡します。

## 2 着任後の通勤届の取扱いについて

(1) 一時滞在先等からの着任（通勤開始）について

異動に伴い転居した場合の赴任期間(異動発令日の翌日から起算して10日)の末日までに、転居後の住居から通勤を開始し、通勤手当の支給要件を具備するときは、異動発令日を通勤手当の支給要件が具備されるに至った日として取り扱われます。つきましては、転居後の住居からの通勤届を提出してください。

(例) 異動発令日が令和7年4月1日で、一時滞在先等から一旦着任している場合

(転居後の住居からの通勤開始日)

令和7年4月11日 → 令和7年4月分から転居後の住居からの通勤手当を支給

令和7年4月14日 → 令和7年5月分から転居後の住居からの通勤手当を支給

(2) 転居前の住居から着任（通勤開始）した場合について

転居前の住居からの通勤届と転居後の住居からの通勤届をそれぞれ提出してください。

3 定期的なてん補庁への通勤がある場合

本務官署以外の官署に定期的にてん補する場合については、てん補庁への通勤届も提出してください。

なお、住居からてん補庁までの距離が60キロメートル以上又は所要時間が90分以上である場合等については、出張として旅費支給の対象となりますので、てん補庁への通勤届の提出は必要ありません。

以上